

農林水産業経営強化緊急支援事業実施要領

第1 趣 旨

知事は、コロナ禍の長期化に加え、生産資材・燃料等の価格高騰により、経営が厳しい状況にある農林水産業者等を対象に、中長期的に安定した経営の実現を目指し、コスト削減等による経営体質強化に繋がる取組を支援するため、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 事業の内容等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択基準、補助率等については、別表1のとおりとする。

第3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費であって、別表2のとおりとする。

なお、人件費、旅費、燃料代、宿泊費、家賃、既存設備等の改修費（機能回復）、支払利息、損失補填、不動産購入費、振込手数料、決済手数料、官公庁に支払う手数料、租税公課（消費税を含む）及び飲食接待費その他の補助金の使途として不適切な経費並びに内訳が不明な経費（諸経費など）や帳簿、証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は補助対象外とする。

第4 事業の実施等

1 交付申請

- (1) 事業実施主体は、規則第5条の規定により、補助金交付申請書（別記様式第1号）を普及指導員、家畜保健衛生所職員、林業普及指導員、水産業普及指導員（以下「普及指導員等」という）と協議の上作成し、事業実施計画書を添付し、知事に提出する。
- (2) 知事は、申請内容が本事業の趣旨に照らして適当と認めるときは、当該事業実施主体に対して補助金の交付決定を行うものとする。
- (3) 補助金の交付を申請することができる補助対象事業の件数は、事業実施主体毎に1件とする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、規則第9条の規定により、補助金変更承認申請書（別記様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- ア 補助金額の増又は3割を超える減
- イ 事業費の3割を超える増減
- ウ 事業内容の追加又は変更

3 補助事業の中止または廃止

事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止又は廃止承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業の遅延等の報告

事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書（別記様式第4号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

5 実績報告

事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに規則第13条の規定により、補助金

実績報告書（別記様式第5号）を普及指導員等の確認の下作成し、知事に提出する。

6 証拠書類の保存等

事業実施主体は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

7 財産の管理及び処分

事業実施主体は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得しその価格が50万円以上の財産について、取得財産管理台帳（別記様式第5号 別紙3）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

8 事業の実施

この事業の円滑かつ確実な実施を図るため、普及指導員等が市町村や関係団体等と連携しつつ、影響を受けた状況の確認や経営改善に向けた助言等の伴走支援を実施するなど、府は各段階において事業実施主体の指導・支援に当たることとする。

第5 書類の提出

この要領に基づき提出する書類は、事業実施主体が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域内に所在する場合にあっては、次の各号に掲げるとおりとし、その他の場合にあっては事業実施主体の所在する市町村の区域を所管する京都府広域振興局長に提出するものとする。

- (1) 農業分野（特用林産物を含む。）又は水産業分野の事業実施主体 知事
- (2) 林業分野の事業実施主体 京都林務事務所長

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

この実施要領は、令和5年4月14日から施行し、令和5年3月11日から別に定める日までの取組について適用する。

【別表1】

<p>事業内容</p>	<p>コロナ禍の長期化に加え、生産資材・燃料等の価格高騰により、経営が厳しい状況にある農林水産業者等に対し、中長期的に安定した経営の実現を図るための次に掲げる取組に必要な経費を助成する。</p> <p><u>1) 生産コスト削減に繋がる取組</u></p> <p>①人件費の削減: リモコン草刈り機や自動灌水装置など作業の省力化等に係る経費 ②燃料費の削減: 多段式サーモ装置や保温資材など省エネ機器・資材の導入等に係る経費 ③資材費の削減: 防蛾灯設置による農薬費削減など資材費削減の取組に係る経費</p> <p>なお、肥料費の削減については、国が実施する肥料価格高騰対策事業や京都府が実施する肥料高騰緊急対策拡充支援事業で支援しているところであり、対象としない。</p> <p><u>2) 販売力強化に繋がる取組</u></p> <p>④新商品や新規作物の試作・品質向上等に係る経費 ⑤新たなPR活動・新たな販路開拓・マーケティング活動等に係る経費</p> <p><u>3) その他事業の趣旨に照らして必要と認められるもの</u></p>
<p>事業実施主体</p>	<p>コロナ禍や生産資材・燃料等の価格高騰により、出荷・販売等の経済活動に影響を受けた農林水産業者又は農林水産業者等が組織する団体</p>
<p>採択基準</p>	<p>以下の全てを満たしていること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都府内に所在する経営体であり、府内に主な生産・経営基盤を持つこと 2 新型コロナウイルス感染症又は資材費・燃料費等の高騰によって出荷・販売等の経済活動に影響を受けていること 3 農林水産業所得を主とした経営体であること 4 普及指導員等による助言・指導のもと事業を実施すること 5 他の補助事業と重複した申請とならない事業であること <p>ただし、事業趣旨を鑑みて、優先順位をつけて採択することがある。</p>
<p>補助率等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 2/3 以内 2 補助上限額 1 事業実施主体あたり 200 千円 3 補助対象は税抜き価格とする

【別表2】

補助対象経費一覧

費目	内容	留意点
原材料費・ 資材費	保温資材など燃料費の削減に繋がる資材導入に係る経費 試作品の開発やマーケティング等に必要 な原材料費 新品目の試作、品質向上に必要な資材に 係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間内に行う新商品の試作、マーケティング、試験販売に要するものに限り、販売商品の原材料費は補助対象外 ・自社で生産したものは補助対象外 ・新たな取組に対する経費が対象であり、通常の生産に係るものは対象外 ・事業実施期間中に使い切れなかったものは補助対象外
使用料・ 賃借料	新商品開発や新品目試作に必要な機械 及び機器、会場、加工施設等の借りに 係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間外の使用に係る経費は補助対象外 ・パソコン、コピー機など汎用性の高い物品は補助対象外
通信運搬費	新商品の試作品等の配送に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・電気代、電話代、インターネット利用料等は補助対象外
広告宣伝費	販売促進に係る経費(チラシ、パンフレット、HP等の作成等) 商談会展出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で新たに実施する取組以外のものは補助対象外
委託・ 役務費	パッケージデザインや市場分析、専門家 相談、ネットショップの出店登録、衛生検 査、飼料成分分析、栄養成分分析などに 係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の開発や試作品の製造等、本事業の根幹をなす業務の全てを委託することは不可 ・ネットショップの販売手数料は補助対象外 ・税理士、弁理士等の費用や本補助金の申請に係るコンサルタント経費等は補助対象外
機械・設備 整備費	リモコン草刈り機や自動灌水装置など作 業を省力化する機械 燃料費削減に繋がる省エネ機器 新商品開発や新品目切り替えに必要な機 械や設備の整備・取付に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間外の使用に係る経費は補助対象外 ・汎用性の高い物品(パソコン、コピー機、トラクター、トップカー(運搬車)、フォークリフト、調理器具・冷蔵庫(業務用は除く)等)の購入は補助対象外 ・中古品の購入は補助対象とするが、残存価格が3年以上のものとし、型式や年式が記載された見積もりを2社以上から取得すること。なお、購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用、購入品の故障や不具合等により使用ができなかった場合における購入経費は、補助対象外とする
研修費	加工・販売や販路開拓に必要な資格等の 取得に必要な研修に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間内に実施受講した研修に限る

(注) 人件費、旅費、燃料代、宿泊費、家賃、既存設備等の改造費(機能回復)、支払利息、損失補填、不動産購入費、振込手数料、決済手数料、官公庁に支払う手数料、租税公課及び飲食接待費その他の補助金の使途として不適切な経費並びに内訳が不明な経費(諸経費など)や帳簿、証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は、本補助金の補助対象外とする。